

国立大学法人高知大学特任職員就業規則

平成 20 年 6 月 2 日
規則 第 14 号

最終改正 令和 6 年 1 月 30 日規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）

第 3 条第 2 項の規定に基づき、特任職員の就業について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において特任職員とは、教育、研究、国際・地域連携、大学運営、診療の充実・発展及び個性化を図るために雇用する者で、特に学長が必要と認める次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 寄附金等の特定の財源により進めるプロジェクトにおいて雇用する者及び当該プロジェクトに関連した財源により雇用する者
- (2) 当該特任職員の採用によって見込まれる病院収入等の特定の財源（病院長裁量経費を含む。）により雇用する者
- (3) 本学の名誉教授又はこれに準ずる者として学長が認める者のうち、本学の学部又は大学院の教育の充実のため、学位論文指導や授業を担当する特任教授（以下「特任シニアプロフェッサー」という。）として雇用する者（定年により本学を退職又は定年により本学を退職した後に引続き本学の職員として雇用された後当該雇用の終了により退職した者に限る。）
- (4) 学部又は専攻の長が申請し学長が認めた場合に、特に充実・発展及び個性化を図ることが必要な特定の業務に従事する特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教として雇用する者
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、学長が特に充実・発展及び個性化を図ることが必要と認める特定の業務に従事する者として雇用する者

(職名)

第 3 条 特任職員の職名は、その業績、職務内容に応じて、別表 1 のとおりとする。

(選考)

第 4 条 特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員の選考は、国立大学法人高知大学教員選考規則を準用する。この場合、特任研究員の選考に際しては助教又

は助手の選考基準を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特任シニアプロフェッサーの選考は、雇用を希望する学部又は専攻の長の申請に基づき学長が行うものとする。
- 3 特任研究員（日本学術振興会特別研究員－PD）、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－RPD）及び特任研究員（日本学術振興会特別研究員－CPD）（以下「PD等」という。）の選考は、独立行政法人日本学術振興会が特別研究員として採用した者について、所属する部局の長の申請に基づき学長が行う。
- 4 特任部長、特任課長、特任専門員及び特任専門職員の選考は、事務局長の判定に基づき学長が行うものとする。
- 5 特任医療技術職員及び特任看護職員の選考は、所属する部局の長の判定に基づき学長が行うものとする。

（雇用形態）

第5条 特任職員は、1週間当たり38時間45分の常時勤務を要する職員（以下「常勤特任職員」という。）と38時間45分未満の範囲で勤務する職員（以下「非常勤特任職員」という。）とする。ただし、特任シニアプロフェッサー及びPD等については、常勤特任職員のみとする。

（雇用期間）

第6条 特任職員の雇用期間は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 特任教授（特任シニアプロフェッサーを除く。）、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任研究員（日本学術振興会特別研究員－CPD） 5年の範囲内で定める。
 - (2) 特任研究員、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－PD）、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－RPD）、特任部長、特任課長、特任専門員、特任専門職員、特任医療技術職員及び特任看護職員 3年の範囲内で定める。
 - (3) 特任シニアプロフェッサー 1年の範囲内で定める。
- 2 前項の雇用期間の延長は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 前項第1号の者 当初の採用日から5年を限度とする。ただし、学長が特に認めた場合は10年を限度とすることができる。
 - (2) 前項第2号の者 当初の採用日から3年を限度とする。ただし、学長が特に認めた場合は6年を限度とすることができる。
 - (3) 前項第3号の者 当初の採用日から5年を限度とする。

3 第2条第1号に基づき雇用される者の雇用期間は、前2項に定める範囲内で、寄附金等の特定の財源又は当該プロジェクトに関連した財源の配分が継続される期間内に限るものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、特任シニアプロフェッサーの雇用期間の上限は、70歳に達した日以後における最初の3月31日又は令和10年3月31日のいずれか早い日までとする。

(最終雇用年齢)

第6条の2 特任職員の雇用に当たっては、当該特任職員の年齢が次の各号に掲げる年齢に達した日以後の最初の3月31日を超えて雇用しないものとする。ただし、学長が業務の都合上特に必要があると認める場合は、当該年齢を超えて雇用することができる。

(1) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教 満70歳

(2) 前号以外の職員 満65歳

(期間の定めのない雇用契約への転換)

第6条の3 平成25年4月1日以後に本学との間で締結された2以上の期間の定めのある雇用契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下「有期雇用契約」という。）の契約期間を通算した期間（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第2項の規定により算入しないこととされた期間を除く。）が5年（別表1職種欄に定める大学教員及び研究員のうち、学長が別に定める者にあつては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項に基づき、10年とする。この場合において、同条第2項に規定する期間は、有期雇用契約の契約期間を通算した期間に算入しない。）を超える特任職員から、現に締結している有期労働契約の雇用契約期間が満了する日の60日前までに、別に定める手続きにより、期間の定めのない雇用契約（以下「無期雇用契約」という。）への転換の申込みがあった場合は、当該有期雇用契約が満了する日の翌日から無期雇用契約に転換する。

2 前項の規定により無期雇用契約へ転換した者（以下「無期雇用契約転換者」という。）の労働条件は、この規則の労働条件を引き続き適用する。

3 無期雇用契約転換者の定年は、次の各号に掲げる年齢とし、退職する日は定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(1) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教 満70歳

(2) 前号以外の職員 満65歳

4 無期雇用契約の締結日において、前項に掲げる定年による退職日を超えている者は、締結日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

(給与)

第7条 特任職員の給与は、別に定める。

(退職手当)

第8条 退職手当は、支給しない。ただし、国立大学法人高知大学特任職員給与規則（以下「特任職員給与規則」という。）第3条第2項を適用する者については、国立大学法人高知大学職員退職手当規則を準用し支給する。

(法令との関係等)

第9条 この規則に定めのない事項については、労働基準法等関係法令の規定によるほか、常勤特任職員にあつては職員就業規則（第3条（定義及び適用範囲）、第5条（採用）、第8条（試用期間）、第9条（昇任）、第10条（降任）、第10条の2（管理監督職勤務上限年齢による降任）、第10条の3（管理監督職への昇任等の制限）、第10条の4（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への昇任等の制限の特例）、第19条（定年による退職）、第20条（定年退職者等の再雇用）、第20条の2（定年前再雇用）、第27条（給与）（特任職員給与規則第3条第2項を適用する者は除く。）、第73条（退職手当）（特任職員給与規則第3条第2項を適用する者は除く。）を除く。）、非常勤特任職員にあつては国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則（第2条（非常勤職員の定義）、第6条及び第6条の2（採用）、第7条（雇用期間等）、第10条（試用期間）、第20条（給与）、第57条（退職手当）を除く。）の規定を準用する。

(その他)

第10条 この規則の実施に際して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年6月2日から施行する。

附 則（平成21年3月11日規則第116号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月26日規則第58号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成24年1月25日規則第45号）

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日規則第 136 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 40 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日規則第 88 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 56 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行し、この規則の施行の日以降に雇用する特任職員に適用する。なお、施行の日の前日から引き続き特任職員として在職する者については、従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 57 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 24 日規則第 95 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 113 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 30 日規則第 48 号）

この規則は、令和 6 年 1 月 30 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

職 種	職 名	備 考
大学教員	特任教授	
	特任准教授	
	特任講師	
	特任助教	
研究員	特任研究員	
	特任研究員（日本 学術振興会特別研 究員－P D）	
	特任研究員（日本 学術振興会特別研 究員－R P D）	
	特任研究員（日本 学術振興会特別研 究員－C P D）	
事務職員 技術職員	特任部長	
	特任課長	
	特任専門員	
	特任専門職員	
医療職員	特任医療技術職員	国立大学法人高知大学職員の採用等に関する規則別表 1 に規定する医療職本給表（二）が適用される医療職員の業務に従事する。
	特任看護職員	国立大学法人高知大学職員の採用等に関する規則別表 1 に規定する医療職本給表（三）が適用される医療職員の業務に従事する。